

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の内縁の夫（以下「被災者」という。）は、A県B市所在の会社Cの事業主であり、平成〇年〇月〇日に、労働基準局長（現：労働局長）に労働者災害補償保険法に基づく特別加入者（中小事業主等）として承認された者である。

被災者は、平成〇年〇月〇日、D県E市の建築現場で作業をしていたところ、午後に体調不良となり、F医療センターに入院したが、同日死亡した。

死亡診断書によれば、直接死因は「心破裂、心タンポナーデ」、直接死因の原因は「急性心筋梗塞」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 死亡診断書によると、被災者は、平成〇年〇月〇日に「心破裂、心タンポナーデ」により死亡したとされ、その原因は「急性心筋梗塞」であるとされており、また、G医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日に「急性心筋梗塞」を発症したものであるとの所見を述べていることから、当審査会においても、被災者は、同日に「急性心筋梗塞」を発症したものであると判断する。

(2) 特別加入者である被災者の業務起因性の判断については、労働者の場合に準じて行うとされており、心臓疾患により死亡した被災者の場合は、上記1で引用した決定書別紙に掲げる「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）に基づいて判断することとなる。

(3) 被災者の死亡原因について、請求人らは、熱中症により心筋梗塞を発症したものである旨主張していることから、検討すると、以下のとおりである。

ア 被災者は、死亡する前日（平成〇年〇月〇日）においては、普通に食事をし、「熱中症にならないようにこまめに水分補給しろ。」とHらに注意をしていたことが認められる。同事実から、被災者自らも水分補給をしていたことは合理的に推認される所であり、また、特に体調が悪いとは言っていなかったとするHの申述から見て、死亡する前日以前に熱中症ないし心筋梗塞の前駆症状が発症していたとは判断できない。

イ I医師による入院翌日（〇月〇日）の診療記録によると「脱水の評価の為、超音波施行：心タンポなし、右室の拡大あり、脱水と合致しないと考え」と記載されており、少なくとも入院当初時の所見としては、熱中症、脱水症に

については否定的であったことが認められる。

ウ この点、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、一般的には熱中症が急性心筋梗塞を発症しやすくなるとは考えられないとする一方、平成〇年〇月〇日付け意見書においては、要旨、「昨今、熱中症と急性心筋梗塞発症の関連性についてある程度の関連性があるとの意見がある」が、「その機序としては熱中症により脱水を生じ、血液粘性が高まり、その結果血栓を生じて急性心筋梗塞を発症するというもの」であり、請求人の場合には、「熱中症・脱水症があったとは認めがたいので、直接の関連性はないと考えられる」としている。

エ 以上のとおり、被災者が発症日たる平成〇年〇月〇日に熱中症になっていたことを示す根拠はなく、また、仮に熱中症を発症しやすい環境下にあったとしても、それによって急性心筋梗塞が引き起こされたとする機序を合理的に推認することもできないものである。なお、請求代理人は、意見書において、熱中症にり患していたことをうかがわせる等の医師の見解がある旨主張しているが、当該医師の名前も明らかにされておらず、仮にそのような見解があったとしても、熱中症発症の有無及び急性心筋梗塞との関連性についての当審査会の判断は、上記のとおりであり、同主張は認められない。

(4) 被災者には、高コレステロール血症、喫煙歴（1日20本）が認められており、平成〇年〇月〇日の健康診断では心電図検査でST上昇を伴う右脚ブロック、反時計回転が指摘されて要精密検査とされており、平成〇年〇月〇日の健康診断ではLDLコレステロール216mg/dlと高度の高LDLコレステロール血症と心電図における左室肥大と左房拡大により要精密検査とされ、同年〇月〇日にJ病院に受診し、同病院での検査でもLDLコレステロール163mg/dlと高値であったなど、心筋梗塞発症に係る複数の危険因子があったものと認められるところ、被災者は、以後医療機関に受診することがなかった。

(5) なお、発症前の異常な出来事の有無や業務の過重性等については、決定書理由第2の2の(2)のAないしエに説示された審査官の結論は、当審査会としても妥当であると判断する。

(6) 以上のことから、当審査会も、審査官の結論のとおり、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。